

四百四十七 核燃料 物質、核 燃料物質 及び原子 炉の規制 に関する 法律(昭 和三十二 年法律第 百六十六 号)第五 十九条第 五項の規 定に基づ く運搬証 明書の交 付	運搬証 明書の 交付を 受けよ うとす る者	核燃料 物質等 運搬証 明書交 付手数	一万五千元	交付申 請のと き
四百四十八 核燃料 物質、核 燃料物質 及び原子 炉の規制 に関する 法律第五 十九条第 九項の規 定に基づ く運搬証 明書の書 換え	運搬証 明書の 書換え を受け よう とする 者	核燃料 物質等 運搬証 明書 換え手 数料	四千六百元	書換え 申請の とき
四百四十九 核燃料 物質、核 燃料物質 及び原子 炉の規制 に関する 法律第五 十九条第 十項の規 定に基づ く運搬証 明書の再 交付	運搬証 明書の 再交付 を受け よう とする 者	核燃料 物質等 運搬証 明書再 交付手 数料	二千二百円	再交付 申請の とき

四百四十七 核燃料 物質、核 燃料物質 及び原子 炉の規制 に関する 法律(昭 和三十二 年法律第 百六十六 号)第五 十九条の 第二項 (同法第 六十六条 第二項に おいて準 用する場 合を含む 。)の規定 に基づく 運搬証明 書の交付	運搬証 明書の 交付を 受けよ うとす る者	核燃料 物質等 運搬証 明書交 付手数	一万五千元	交付申 請のと き
四百四十八 核燃料 物質、核 燃料物質 及び原子 炉の規制 に関する 法律第五 十九条の 第二項 (同法第 六十六条 第二項に おいて準 用する場 合を含む 。)の規定 に基づく 運搬証明 書の書換 え	運搬証 明書の 書換え を受け よう とする 者	核燃料 物質等 運搬証 明書 換え手 数料	四千六百元	書換え 申請の とき
四百四十九 核燃料 物質、核 燃料物質 及び原子 炉の規制 に関する 法律第五 十九条の 第二項 (同法第 六十六条 第二項に おいて準 用する場 合を含む 。)の規定 に基づく 運搬証明 書の再交 付	運搬証 明書の 再交付 を受け よう とする 者	核燃料 物質等 運搬証 明書再 交付手 数料	二千二百円	再交付 申請の とき

佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
 平成十七年十月六日  
 佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第六十五号  
 佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例  
 佐賀県立学校設置条例(昭和三十九年佐賀県条例第二十一号)の一部を次の  
 ように改正する。  
 別表中

佐賀県立致遠館中学校	佐賀市
佐賀県立致遠館中学校	佐賀市
佐賀県立唐津東中学校	唐津市

を  
に改める。

附 則  
 この条例は、平成十七年十二月一日から施行する。

参考資料

佐賀県立学校設置条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

別表(第3条関係)	県立学校の名称	位置	改正後
	佐賀県立致遠館中学校	佐賀市	
	佐賀県立唐津東中学校	唐津市	
	略	略	
別表(第3条関係)	県立学校の名称	位置	改正前
	佐賀県立致遠館中学校	佐賀市	
	略	略	
	略	略	

佐賀県交通安全対策会議の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年十月六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第六十六号

佐賀県交通安全対策会議の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県交通安全対策会議の組織及び運営に関する条例(昭和四十五年佐賀県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「日本道路公団」を「西日本高速道路株式会社」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

佐賀県交通安全対策会議の組織及び運営に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

2 略	(特別委員) 第四条 法第十七条第四項に規定する特別委員は、九州旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。	改正後
	(特別委員) 第四条 法第十七条第四項に規定する特別委員は、九州旅客鉄道株式会社、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。	
2 略	(特別委員) 第四条 法第十七条第四項に規定する特別委員は、九州旅客鉄道株式会社、日本道路公団その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。	改正前
	(特別委員) 第四条 法第十七条第四項に規定する特別委員は、九州旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。	

佐賀県国民健康保険調整交付金条例をここに公布する。

平成十七年十月六日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第六十七号

佐賀県国民健康保険調整交付金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)第七十二条の二第一項の規定に基づき、佐賀県国民健康保険調整交付金(以下「交付金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金の総額)

第二条 交付金の総額は、法第七十二条第二項第一号に規定する算定対象額の百分の七に相当する額とする。  
(交付金の種類)